

業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容

我が国の福祉・医療を巡る環境には、少子高齢化の進展に伴う待機児童問題、特養待機者問題及び医療需要の増大のほか、国の計画に基づき建設された福祉施設等の老朽化への対応、人口減少社会の進行等に伴う福祉サービス提供に係る課題の複合化・複雑化や地域のつながりの希薄化、ロボットやICT等のデジタル技術の活用による福祉・医療事業者の業務の省力化・効率化、これらに対応する社会資源の一元的かつ正確な情報提供など、政府として取り組むべき喫緊の課題が数多く存在している。

加えて、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ感染症」という。）の拡大の影響により、福祉・医療分野では利用者の減少やそれに伴う減収、事業停止等が相次ぐなど、業界を取り巻く経営環境は大きく変化しており、国民生活のセーフティネット機能である福祉・医療サービスの安定的な提供・質の維持を図るため、コロナ感染症の影響により財政基盤が悪化した福祉・医療事業者の経営改善の取組に対する支援の充実が求められている。

政府としては、こうした分野横断的な課題に的確に対応するため、全世代型社会保障構築会議（令和3年11月9日内閣総理大臣決裁）等における議論の状況等を踏まえ、福祉・医療提供体制の底上げに取り組んでいるところであり、我が国が抱える福祉・医療の諸課題等に着実に対応するため、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の業務については、法人の資源を最大限有効に活用し、業務運営の効率性や質の向上を図ることを念頭に置き、以下の方向で見直しを行う。

第1 事務及び事業の見直し

1 福祉医療貸付事業

第4期中期目標期間中は、建設資材の高騰等を背景に、借入申込件数は、ほぼ横ばいで推移していたが、政府の「新子育て安心プラン」（令和2年12月21日公表）、
「高齢社会対策大綱」（平成30年2月16日閣議決定）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）をはじめとする福祉・医療施策に基づき、待機児童や特養待機者の解消のための受け皿整備、地域医療構想に沿った病床機能の分化・連携、各施設の耐震化等、各種課題の解消に向けて推進する必要があることから、引き続き、福祉・医療基盤の整備の重要度は高い状況にある。

また、令和2年3月からのコロナ感染症対応の経験を活かし、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、引き続き、災害や金融危機等の緊急時の資金需要に対し、迅速な対応が可能な体制を維持する必要がある。

あわせて、コロナ感染症の影響により財政基盤が悪化した福祉・医療事業者に対する資金繰り支援として実施した無利子・無担保等の新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえつつ、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることを最優先に、貸付債権の適切な期中管理等に取り組む。

以上のことから、下記の視点に基づき、引き続き政府の政策優先度に即した効果的・効率的な政策融資及び適切な債権管理を実施する。

- (1) 政府の政策方針を踏まえた福祉・医療基盤の整備を推進する視点
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、災害や金融危機等の緊急時の資金需要に対する迅速な支援の推進を図る視点
- (3) 貸付債権の適切な期中管理を行う視点
- (4) 福祉医療の推進と基盤の安定のため、民間金融機関との協調した融資を実行する視点

2 福祉医療経営指導事業

政府は「新子育て安心プラン」、「高齢社会対策大綱」、医療介護総合確保推進法等において福祉・医療の基盤強化を目指しており、この実現のための一つの方策として、福祉・医療施設等の経営の効率化・安定化が重要となる。

また、コロナ感染症の影響により財政基盤が悪化した福祉・医療事業者の経営改善の取組に対する支援の充実が求められている。

機構においては、保有している情報・ノウハウをもとに、福祉・医療施設等の経営安定化に資するレポート等の提供、福祉・医療等に係る研修会等への講師派遣、施設経営等に焦点を当てたセミナーの開催、コンサルティングの実施などにより、福祉・医療サービスの提供体制維持に大きく寄与している。また第4期中期目標期間では、コロナ感染症の拡大という事態において、コロナ禍における施設経営を支援するための情報発信や、オンラインによる新型コロナウイルス対策経営セミナーを開催し、時宜を得たテーマを設定してコロナ禍で疲弊する福祉・医療事業者を強力に支援するなど、福祉・医療分野における本事業の重要度は非常に高いものとなっている。

このことから、第5期中期目標期間においても、引き続き貸付関連事業等との連携

を推進するとともに、政策動向を踏まえつつ独自性を発揮し、本事業の更なる充実・拡大を図る。

3 社会福祉振興助成事業

政府は地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号。以下「改正社会福祉法」という。）や「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部とりまとめ」（令和元年5月29日）において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、地域共生社会の実現に向けた支援体制の構築を目指しているところである。

支援体制の構築に当たっては、地域に密着した活動を行う非営利法人等との連携は不可欠であり、政策動向や国民ニーズを踏まえ、非営利法人等が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間の要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行う本事業の目的と合致するものであり、第5期中期目標期間においても引き続き本事業を実施する。

また、助成先法人が、助成期間内の活動にとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行えるよう、機構が有する過去の優良事例の紹介等を通じた事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、次年度以降の助成先法人の活動の発展・充実に資するよう努める。

4 退職手当共済事業

政府が「新子育て安心プラン」や改正社会福祉法において、保育や介護の人材確保を目指している中、退職手当共済制度の円滑・安定的な運営を図った結果、加入職員数は増加傾向にあり、前中期目標期間最終年度から約4万人増え、直近では約89万人となっている。このことから本事業に対する需要の高さがうかがえるため、第5期中期目標期間においても引き続き本事業を行う。

なお、加入者数の増加に伴い、機構における事務量も増加していることから、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において事務手続き等の原則オンライン化の方針が示されていることも踏まえ、事務の効率化の促進及び加入者等の利便性の向上を図るため、さらなる事務手続きのオンライン化に向けた取組を行う。

5 心身障害者扶養保険事業

都道府県及び指定都市が条例に基づき実施する心身障害者扶養共済制度は、障害者の保護者が死亡した場合などに障害者に終身年金を支給する制度であり、障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため、安定的に実施されることが求められる。

機構は、心身障害者扶養共済制度を再保険し、全国的な規模の事業として運営することにより、保険料の低廉化や加入者の住所移動に伴う継続加入手続の円滑化等を図るとともに、障害者の年金給付に必要な資金を安全かつ効率的に運用しており、こうした取組により、心身障害者扶養共済制度の安定と効率的な実施が図られている。

このように、本事業は心身障害者扶養共済制度の根幹を成すものであることから、第5期中期目標期間においても継続して事業を実施する。なお、実施に当たっては、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、運用環境と事業を取り巻く環境変化に対応できるよう、定期的に、扶養保険資金の運用に関する基本方針の見直しの検討や事業の財政状況の検証等を行う。また、制度の普及を図る観点から、障害者、その保護者等に対する周知を行う。

6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

インターネット環境の普及により、誰もがいつでも必要な情報を入手することが可能となる一方で、多くの情報が溢れることで、効率的に正確な情報を探すことが難しい状況となっている。こうした中で、本事業は独立行政法人という公的な主体が運営する「福祉保健医療の総合情報サイト」として広く信頼を集め、直近では年間2.5億件を超えるヒット数となるなど、国民への正確な情報発信に大きく寄与している。

こうした実績を踏まえ、第5期中期目標期間においても、引き続き本事業を実施し、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、政府の施策に基づく公表システムを着実に整備し、効率的に管理する。

また、政府の施策に基づく公表等システムは、国民が事業者情報等を一元的かつ正確に閲覧でき、効率的に情報を得られるよう運営・展開することが求められる。第4期中期目標期間中においては、新たに「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」や「障害福祉サービス等情報公表システム」などの運用を開始したところであるが、第5期中期目標期間においても、厚生労働省を含む関係機関と調整を図りつつ、機構が保有する信用力を最大限に活かして、全ての利用者に対する「福祉保健医療の総合情報サイト」としてのより一層の機能発揮を図る。

さらに、国の進める「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえ、WAM N E T基盤の活用を通じて各事業の効率化や情報セキュリティ確保等を進めることにより、引き続きデジタル化の推進に努めるとともに、ユーザーサービスの向上に努める。

7 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）に基づき、令和4年3月末で新規の申込受付が終了したところである。

その後における既往債権の管理回収を行う本業務については、返済中の利用者に配慮しつつ、引き続き着実な実施を図るとともに、安定的かつ効率的な業務運営に努め、円滑な業務終了に向けた適切な措置を講じる。

8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務により回収された元利金については、国の年金特別会計に納付されることを通じて、公的年金の給付財源に寄与してきたところである。

本業務については、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、関係機関との緊密な連携及び調整を進めつつ、事業の終了を見据えた具体的な検討を行う。

9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務

一時金支払等業務及び補償金支払等業務については、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づき、国より業務の委託を受け、同法により国の認定を受けた者等に対し、支払等を行っている。今後も引き続き、個人情報取り扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。

第2 組織に関する見直し

第4期中期目標期間中においては、福祉医療貸付事業と経営支援事業の連携強化を図るための「上席推進役」の新設、情報セキュリティ対策強化として「情報セキュリティ対策課」の新設、コロナ感染症の影響により急増した資金需要への対応強化を図るための「新型コロナウイルス対策融資業務室（現「新型コロナウイルス対応支援室）」の設置など、経営環境の変化等に応じて、適宜、組織体制の見直しを行ってきた。引き続き、福祉医療の健全な発展を総合的に支援するため、国との連携を図るとともに、政策動向や事業経営環境の変化に応じ、業務運営体制の継続的な見直しを行う。

第3 業務全般に関する見直し

1 経費の節減等

事業運営等に必要な経費については、毎年度、業務方法等の点検、改善を行うなど、引き続き事務の効率化を推進し、事業の実施に支障の無い範囲で経費節減に努める。

また、運営費交付金を充当して行う事業については、引き続きそれぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入を確保することに努めるとともに、福祉医療貸付事業においては、債券の発行等による資金調達を適切に行う。

2 業務運営の効率化

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応するため、定期的な経営企画会議等を通じ、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持する。

また、多くの事業を実施している機構の特長や専門性を活かし、業務間の連携を強化するなど、業務改善活動の活性化を図ることにより、引き続き業務の効率的な運営に努める。

3 内部統制の充実

引き続き、定期的なガバナンス委員会等を通じ、モニタリングによる内部統制の仕組みの点検・検証を行うとともに、諸規程の適時・適切な見直し及び整備を行う等、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の充実を図る。

4 情報セキュリティの強化

情報システムについては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

情報セキュリティ対策については、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部）の内容を踏まえ、情報セキュリティポリシー等の関係規程を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御及び組織的対応能力の強化に取り組む。